

江東区防災マップ

1 大島・北砂団地一帯、猿江恩賜公園一帯
 亀戸・大島・小松川地区、亀戸中央公園
 都営東砂二丁目住宅一帯、亀戸二丁目団地一帯



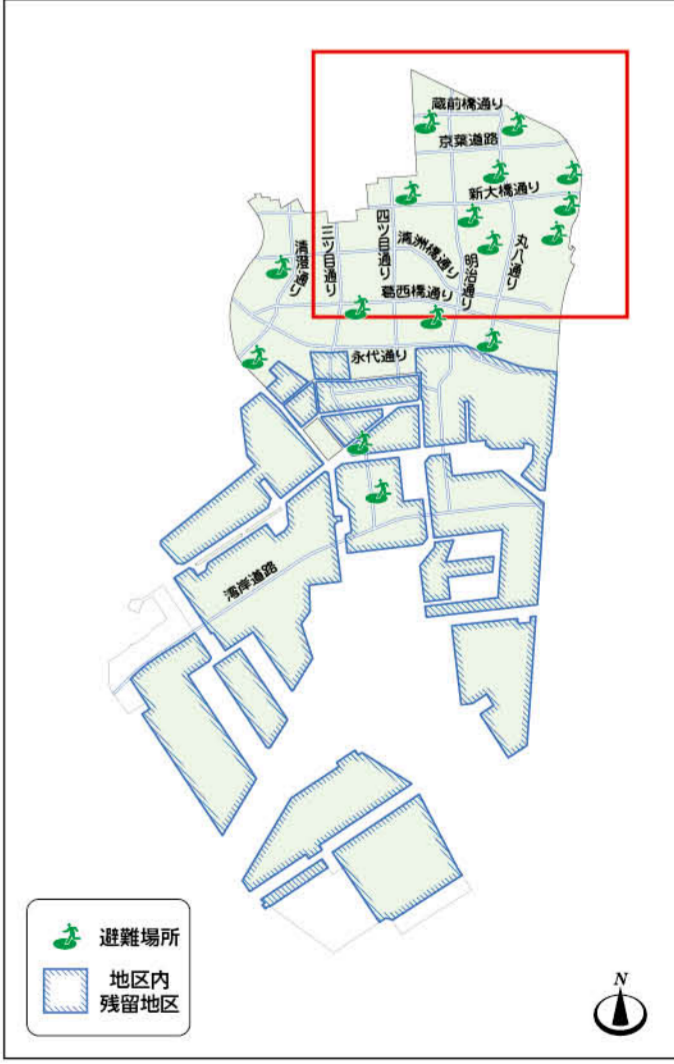
■避難場所とは？
 大地震が起きたときには、多数の人命にかかわる延焼火災などの二次災害から身を守るために、一時的に避難する場所のことを避難場所としています。江東区内には、12か所が避難場所として指定されています。

■地区内残留地区とは？
 市街地大気が発生しない地区のことをいいます。火災が発生しても近い距離（一画程度）に退避すれば安全を確保でき、広域的な避難をする必要がない地区として東京都が指定しています。

注意：地区内残留地区は、広域的な避難を要しないだけであり、近隣のオープンスペース等への避難が必要になる場合があります。

- 中面では、状況に応じて心がけるべきことを色分けしています。
- ① 情報**
 ふだんから情報を集めておき、災害への準備をしておきましょう。
 - ② 計画**
 いざというときの行動についていまのうちに確認しておきましょう。
 - ③ 避難**
 災害が発生したら、あわてずに適切な行動がとれるように！
- 大島・北砂団地一帯
 [亀戸6、大島3~6、北砂3~7]
 猿江恩賜公園一帯
 [猿江1・2、住吉1・2、毛利1・2]
 [亀戸1、大島1・2]
 亀戸・大島・小松川地区
 [大島7~9]
 亀戸中央公園
 [亀戸4・5・7~9]
 都営東砂二丁目住宅一帯
 [東砂1~4]
 亀戸二丁目団地一帯
 [亀戸2・3]

このマップは 枠内の範囲を表示しています。



江東区防災マップ①
 令和5年3月発行

編集発行 江東区総務部危機管理室防災課
 東京都江東区東陽4-11-28
 03-3647-9587(直通)

印刷所 株式会社 昭文社
 東京都江東区常盤1-18-2
 03-5625-4189

測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R4.JH 19-D058710

凡例

- 避難場所
 震災時、地域全体が危険になったときに避難する場所
- 地区内残留地区
 火災時に延焼の恐れが低く、広域的な避難の必要がない地区
- 拠点避難所
 食料等の配給や情報収集等の活動拠点の役割も担う
- 避難所
 区が開設する避難者受け入れ施設
- 一時避難施設
 津波等の水害時において一時的に避難する施設
- 給水施設
- 防災行政無線
- 防災倉庫・水防倉庫
- 防災船着場
- 病院
- 消防署・出張所
- 警察署・交番・地域安全センター
- 学校
- 児童館
- 保育園
- 幼稚園
- 公園・児童遊園

